

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月14日

【四半期会計期間】 第113期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 昭和産業株式会社

【英訳名】 Showa Sangyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡田 茂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田2丁目2番1号

【電話番号】 03(3257)2036

【事務連絡者氏名】 財務部財務企画課長 高橋 秀典

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田2丁目2番1号

【電話番号】 03(3257)2036

【事務連絡者氏名】 財務部財務企画課長 高橋 秀典

【縦覧に供する場所】 昭和産業株式会社大阪支店
(大阪市北区天満3丁目2番15号)
昭和産業株式会社名古屋支店
(名古屋市西区那古野1丁目36番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第112期 第1四半期 連結累計期間		第113期 第1四半期 連結累計期間		第112期	
	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高 (百万円)		56,432		61,550		228,150
経常利益 (百万円)		2,807		3,013		8,707
四半期(当期)純利益 (百万円)		1,696		2,274		4,680
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		1,524		2,617		6,431
純資産額 (百万円)		54,201		59,929		58,620
総資産額 (百万円)		143,892		155,944		152,926
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		10.30		13.94		28.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		35.7		36.6		36.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の我が国経済は、政府のデフレ脱却に向けた財政・金融政策への期待感から景況感に改善の兆しは見られたものの、長期化する欧州債務問題や新興国における経済成長の鈍化の影響により、景気は先行き不透明な厳しい状況が続きました。

食品業界におきましても、依然高値圏で推移する原料穀物相場や急速な円安の影響による原料調達コストの高騰に加え、消費者の節約志向や低価格志向の継続という厳しい環境にありました。

このような状況の中、当社グループは、2012年（平成24年）よりスタートした「中期経営計画12 - 16」の6つの基本戦略「基盤事業の持続的成長」「新たな分野への挑戦」「海外事業の強化」「効率化の推進」「グループ連携の強化」「CSR経営の推進」の下、具体的な施策の推進に努めてまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、連結売上高は61,550百万円と前年同四半期に比べ5,117百万円（9.1%）の増収となりました。営業利益は2,746百万円と前年同四半期に比べ235百万円（9.4%）の増益、経常利益は3,013百万円と前年同四半期に比べ205百万円（7.3%）の増益、四半期純利益は2,274百万円と前年同四半期に比べ578百万円（34.1%）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

< 製粉事業 >

業務用小麦粉の販売数量につきましては、提案型の営業活動を展開したことにより、前年同四半期を上回りました。販売価格につきましては、輸入小麦の政府売渡価格改定の影響により、前年同四半期を下回りました。

これらの結果、製粉事業の売上高は14,529百万円と前年同四半期に比べ572百万円（3.8%）の減収、営業利益は771百万円と前年同四半期に比べ69百万円（8.2%）の減益となりました。

< 油脂事業 >

業務用食用油の販売数量につきましては、新製品の投入や顧客ニーズを捉えた営業活動を展開したことにより、前年同四半期を上回りました。業務用食材の販売数量につきましては、消費低迷や海外輸入品の増加の影響により、前年同四半期を下回りました。販売価格につきましては、原料穀物価格の上昇を反映した結果、前年同四半期を上回りました。

これらの結果、油脂事業の売上高は15,327百万円と前年同四半期に比べ2,589百万円（20.3%）の増収、営業利益は923百万円と前年同四半期に比べ262百万円（39.7%）の増益となりました。

< ぶどう糖事業 >

糖化製品の販売数量につきましては、加工食品メーカー向けの販売数量が好調に推移したことなどにより、前年同四半期を上回りました。コーンスターチの販売数量につきましては、積極的な営業活動を展開したことにより、前年同四半期を上回りました。販売価格につきましては、穀物相場の影響により、前年同四半期を上回りました。

これらの結果、ぶどう糖事業の売上高は9,937百万円と前年同四半期に比べ942百万円（10.5%）の増収、営業利益は770百万円と前年同四半期に比べ96百万円（14.3%）の増益となりました。

< 家庭用食品事業 >

家庭用食用油の販売数量につきましては、消費低迷の影響などにより、前年同四半期を下回りました。家庭用プレミックスの販売数量につきましては、積極的な販促活動に努めた結果、前年同四半期を上回りました。販売価格につきましては、消費者の低価格志向の影響などにより、一部の製品では価格改定が進みませんでした。

これらの結果、家庭用食品事業の売上高は5,966百万円と前年同四半期に比べ81百万円（1.3%）の減収、営業利益は15百万円と前年同四半期に比べ142百万円（90.1%）の減益となりました。

< 飼料事業 >

配合飼料の販売数量につきましては、養鶏用飼料の販売数量が増加したことにより、前年同四半期を上回りました。鶏卵の販売数量につきましては、消費低迷の影響などにより、前年同四半期を下回りました。配合飼料の販売価格につきましては、穀物相場の影響により、前年同四半期を上回りました。鶏卵の販売価格につきましても、鶏卵相場の上昇により、前年同四半期を上回りました。

これらの結果、飼料事業の売上高は14,478百万円と前年同四半期に比べ2,159百万円（17.5%）の増収、営業利益は116百万円と前年同四半期に比べ66百万円（135.7%）の増益となりました。

< 倉庫事業 >

倉庫事業につきましては、貨物獲得競争が激化する中、商社や主要顧客との取り組みを強化し、荷役量の増加に努めましたが、食糧小麦の荷役量が減少したことなどにより、売上高は前年同四半期を下回りました。

これらの結果、倉庫事業の売上高は749百万円と前年同四半期に比べ7百万円(0.9%)の減収、営業利益は180百万円と前年同四半期に比べ25百万円(16.1%)の増益となりました。

< 不動産事業 >

不動産事業につきましては、オフィス用賃貸ビルの賃料収入はほぼ前年同四半期並みとなりましたが、商業施設用ビルの賃料収入は平成25年4月からショーサン上尾ビル(埼玉県上尾市)の賃貸を開始したことにより、増加しました。

これらの結果、不動産事業の売上高は498百万円と前年同四半期に比べ84百万円(20.5%)の増収、営業利益は259百万円と前年同四半期並みになりました。

< その他 >

保険代理業、自動車等リース業、運輸事業等をあわせたその他事業の売上高は63百万円と前年同四半期に比べ1百万円(3.2%)の増収、営業利益は10百万円と前年同四半期に比べ5百万円(34.6%)の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当社グループは財政状態の健全化を図るべく、有利子負債の削減に向けて、高付加価値製品の拡販や製品販売価格の改定など収益性の向上を図るとともに、たな卸資産の圧縮に努めてまいりました。また、設備投資を充実させることにより、食の安心・安全や、機能性に優れた食品の提供、生産効率の向上を図ってまいりました。

総資産は、155,944百万円と前連結会計年度末と比較して3,017百万円増加しております。主な増加要因は、たな卸資産が在庫数量の増加などにより2,324百万円増加したこと、売上債権が増収などにより1,217百万円増加したことです。

負債は、96,015百万円と前連結会計年度末と比較して1,709百万円増加しております。主な増加要因は、買掛債務が3,494百万円増加したことです。一方、主な減少要因は、未払法人税等が1,222百万円減少したことや、賞与金支給により賞与引当金が615百万円減少したことです。

純資産は、59,929百万円と前連結会計年度末と比較して1,308百万円増加しております。主な要因は、四半期純利益2,274百万円の計上による増加、期末配当金の支払いによる1,305百万円の減少です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社及び当社の子会社である敷島スターチ株式会社は、異性化糖、水あめ又はぶどう糖ならびにとうもろこしから製造されるでん粉又は化工でん粉の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けておりました。

その後、当社及び当社の子会社である敷島スターチ株式会社は、平成25年6月13日に同委員会より異性化糖及び水あめ又はぶどう糖の取引について、また敷島スターチ株式会社は、平成25年7月11日に同委員会よりとうもろこしから製造されるでん粉又は化工でん粉の取引について、それぞれ独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社グループといたしましては、本件を厳粛に受け止め、行動指針の見直し、独占禁止法に関する定期的な研修の実施及び監査体制の再整備等、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申しあげます。

また、当社は株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、長年に渡り培ってきた小麦粉、植物油、ぶどう糖、二次加工食品、配合飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」ことを社会的使命と考えております。当社グループは平成24年4月からの「中期経営計画12-16」を策定しております。経営方針に「誠実な行動」「力の結集」「明日への挑戦」を掲げ、6つの基本戦略「基盤事業の持続的成長」「新たな分野への挑戦」「海外事業の強化」「効率化の推進」「グループ連携の強化」「CSR経営の推進」の下、当社グループのさらなる発展に向けた施策を推進することで、常に市場を重視し、お客様にとっての「ベストパートナー」となることを目指した経営を推進してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成23年6月29日開催の第110回定時株主総会のご承認に基づき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続導入しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第110回定時株主総会において承認が得られたため、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとなります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

4. 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。

また、上記3.の取組みは、以下の合理性を考慮して設計されているため、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

株主意を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、第110回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続したものであり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、468百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	164,849,898	164,849,898	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	164,849,898	164,849,898		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		164,849,898		12,778		3,270

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,659,000		
	(相互保有株式) 普通株式 37,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 162,061,000	162,061	
単元未満株式	普通株式 1,092,898		
発行済株式総数	164,849,898		
総株主の議決権		162,061	

- (注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に7,000株(議決権7個)、「単元未満株式」欄の普通株式に400株含まれております。
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式710株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和産業株	東京都千代田区内神田 2丁目2-1	1,659,000		1,659,000	1.0
(相互保有株式) 共同輸送株	宮城県仙台市宮城野区 蒲生2丁目1-5	37,000		37,000	0.0
計		1,696,000		1,696,000	1.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,474	1,805
受取手形及び売掛金	2 39,136	2 40,353
商品及び製品	7,923	9,491
仕掛品	1,162	1,339
原材料及び貯蔵品	16,983	17,563
その他	2,644	2,376
貸倒引当金	320	276
流動資産合計	70,004	72,652
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	28,037	29,041
機械装置及び運搬具（純額）	15,364	15,655
土地	17,880	17,878
その他（純額）	3,044	1,358
有形固定資産合計	64,326	63,933
無形固定資産		
のれん	76	65
その他	1,521	1,479
無形固定資産合計	1,597	1,545
投資その他の資産		
投資有価証券	14,759	15,204
その他	2,336	2,786
貸倒引当金	97	177
投資その他の資産合計	16,997	17,812
固定資産合計	82,922	83,291
資産合計	152,926	155,944
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,675	27,170
短期借入金	22,456	23,023
コマーシャル・ペーパー	7,500	7,500
1年内償還予定の社債	30	-
未払法人税等	1,841	619
賞与引当金	1,127	511
課徴金引当金	718	-
その他	14,210	14,452
流動負債合計	71,559	73,277

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
固定負債		
長期借入金	9,165	8,932
退職給付引当金	6,503	6,476
役員退職慰労引当金	236	221
資産除去債務	259	260
負ののれん	6	4
その他	6,574	6,841
固定負債合計	22,745	22,737
負債合計		
	94,305	96,015
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,778	12,778
資本剰余金	4,710	4,710
利益剰余金	35,541	36,510
自己株式	481	483
株主資本合計	52,547	53,515
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,116	3,354
繰延ヘッジ損益	102	134
その他の包括利益累計額合計	3,218	3,488
少数株主持分	2,854	2,925
純資産合計	58,620	59,929
負債純資産合計	152,926	155,944

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	56,432	61,550
売上原価	45,860	50,798
売上総利益	10,572	10,751
販売費及び一般管理費	8,061	8,004
営業利益	2,511	2,746
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	124	129
為替差益	36	-
負ののれん償却額	1	1
持分法による投資利益	158	169
その他	99	116
営業外収益合計	422	420
営業外費用		
支払利息	107	92
コマーシャル・ペーパー利息	2	1
為替差損	-	40
その他	16	19
営業外費用合計	126	153
経常利益	2,807	3,013
特別利益		
固定資産売却益	1	4
負ののれん発生益	0	0
退職給付制度改定益	-	395
その他	0	-
特別利益合計	1	400
特別損失		
固定資産廃棄損	47	50
固定資産売却損	1	0
課徴金	-	33
投資有価証券評価損	3	1
特別損失合計	51	84
税金等調整前四半期純利益	2,757	3,329
法人税、住民税及び事業税	668	511
法人税等調整額	353	497
法人税等合計	1,021	1,008
少数株主損益調整前四半期純利益	1,735	2,320
少数株主利益	38	45
四半期純利益	1,696	2,274

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,735	2,320
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	191	244
繰延ヘッジ損益	10	30
持分法適用会社に対する持分相当額	9	23
その他の包括利益合計	211	297
四半期包括利益	1,524	2,617
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,477	2,544
少数株主に係る四半期包括利益	46	73

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項なし。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
退職給付引当金	
当社は、平成25年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用している。 本移行に伴う影響額は、当第1四半期連結累計期間の特別利益として395百万円計上している。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っている。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	
(有)キタガワ他15件	146百万円	(有)キタガワ他14件	131百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	457百万円	613百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	1,726百万円	1,691百万円
のれんの償却額	10 "	10 "
負ののれんの償却額	1 "	1 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,153	7.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,305	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

注. 1株当たり配当額8.00円には特別配当1.00円が含まれている。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							
	製粉事業	油脂事業	ぶどう糖事業	家庭用食品事業	飼料事業	倉庫事業	不動産事業	計
売上高								
外部顧客への売上高	15,101	12,738	8,995	6,047	12,318	756	413	56,371
セグメント間の内部売上高又は振替高	77	424	516	316	2	307	23	1,668
計	15,179	13,162	9,511	6,363	12,321	1,064	436	58,039
セグメント利益	840	661	673	158	49	155	260	2,799

(単位:百万円)

	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
売上高				
外部顧客への売上高	61	56,432		56,432
セグメント間の内部売上高又は振替高	376	2,044	2,044	
計	438	58,477	2,044	56,432
セグメント利益	16	2,815	304	2,511

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業、自動車等リース業、運輸事業等を含んでいる。

2 セグメント利益の調整額 304百万円には、セグメント間取引消去 1百万円、全社費用 302百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない企業集団の広告に要した費用、基礎的研究開発費である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							計
	製粉事業	油脂事業	ぶどう糖事業	家庭用食品事業	飼料事業	倉庫事業	不動産事業	
売上高								
外部顧客への売上高	14,529	15,327	9,937	5,966	14,478	749	498	61,487
セグメント間の内部売上高又は振替高	76	554	546	263	1	303	57	1,802
計	14,606	15,881	10,483	6,229	14,480	1,052	556	63,289
セグメント利益	771	923	770	15	116	180	259	3,037

(単位：百万円)

	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
売上高				
外部顧客への売上高	63	61,550		61,550
セグメント間の内部売上高又は振替高	362	2,165	2,165	
計	426	63,715	2,165	61,550
セグメント利益	10	3,048	302	2,746

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業、自動車等リース業、運輸事業等を含んでいる。
- 2 セグメント利益の調整額 302百万円には、セグメント間取引消去 2百万円、全社費用 299百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない企業集団の広告に要した費用、基礎的研究開発費である。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	10円30銭	13円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,696	2,274
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,696	2,274
普通株式の期中平均株式数(株)	164,730,876	163,162,640

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月14日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 俊 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。